

令和4年5月定例教育委員会次第

日時： 令和4年5月20日（金）
午前10時～午前11時30分予定
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第5号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課)

第6号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について (学校教育課)

第7号議案 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課)

第8号議案 犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について (学校教育課)

第9号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について (学校教育課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|---|-----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) (仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建設事業「橋・五つうしんNo.1」について | (子ども未来課) | No.2 |
| (3) 6月・7月行事予定表について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 令和4年度学校四役等一覧表について | (学校教育課) | No.4 |
| (5) 議会の議決を経るべき事件 | (教育部) | No.5 |
| (6) 「犬山の教育施策2022 学びの学校づくり(概要版)」について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | |
| (8) 2022セイジ・オザワ松本フェスティバル
スクリーンコンサートの共催について | (文化スポーツ課) | No.7 |

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

犬山市教育委員会第5号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和5年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	犬山市小中学校PTA連合会会長	山口 勝司	犬山市立犬山北小学校PTA会長	新規
2	犬山市小中学校長会代表	若原 公代	犬山市立城東小学校長 (校長会小学校代表)	継続 (2期)
3	犬山市小中学校長会副会長	岩田 俊樹	犬山市立城東中学校長 (校長会中学校代表)	新規
4	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者	神谷 勝治	犬山市立犬山北小学校長	新規
5	犬山警察署職員	内藤 慎二	犬山警察署生活安全課長	新規
6	犬山警察署職員	鈴木 光史	犬山警察署交通課長	継続 (2期)
7	交通安全協会犬山支部支部長	曾我 公彦	犬山交通安全協会会長	継続 (4期)
8	犬山扶桑防犯協会会長	稲山 達也	犬山扶桑防犯協会会長	継続 (2期)
9	愛知県一宮建設事務所職員	山田 健爾	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	継続 (2期)
10	愛知県一宮建設事務所職員	渡邊 浩行	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	新規
11	市職員	兼松 光春	犬山市市民部防災交通課長	継続 (2期)
12	市職員	高橋 秀成	犬山市都市整備部整備課長	継続 (5期)
13	市職員	吉田 昌義	犬山市都市整備部土木管理課長	継続 (5期)
	アドバイザー	磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授	継続 (9期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童及び生徒の交通安全対策、防犯対策、その他必要な事項を審議する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から1年（委嘱の日の属する年度の末日など）とする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

- 協議会の委員は、犬山市小学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。
- 協議会には、会長、副会長を置く。
- 協議会は必要に応じて会長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年1～2回（7月ごろ、2月ごろを予定）
- 通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 7.7%

犬山市教育委員会第6号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和5年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師及び 学識経験者	榑原 吉峰	榑原こどもクリニック	継続 (6期)
2	特別支援学校の職員	高瀬 祐一	一宮東特別支援学校 中学部主事	新規
3	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)
4	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (6期)
5	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	加藤 唯	一宮児童相談センター 児童心理士	新規
6	小学校長 及び中学校長	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長 (犬山市小中学校長)	新規
7	小学校長 及び中学校長	大藪 正恭	犬山市立犬山西小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	新規
8	養護教諭	勝又 美樹	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	継続 (6期)
9	特別支援学級担当教諭	井塚 裕士	犬山市立楽田小学校教諭	新規
10	特別支援学級担当教諭	松下 恵	犬山市立城東中学校教諭	継続 (5期)
11	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (3期)
12	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (3期)
13	市職員	尾関 正照	家庭児童相談員	継続 (6期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。

○犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。

○委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す
る。

○委員会に、委員長、副委員長を置く。

○委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年2回（7月ごろ、11月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

3) その他

○就学時健康診断との連携について

4) 審議会の女性比率 46.2%

犬山市教育委員会第7号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年5月20日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市特別支援教育連絡協議会委員（案）

任期：委嘱の日～令和5年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	学識経験者	岩田 吉生	愛知教育大学 准教授	継続 (5期)
2	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)
3	学校関係者	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長 (犬山市小中学校長会)	新規
4	学校関係者	大藪 正恭	犬山市立犬山西小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	新規
5	学校関係者	森 泰人	犬山市立犬山中学教頭 (犬山市小中学校教頭会)	新規
6	学校関係者	小室 武	犬山市立城東中学校教務主任 (犬山市教務主任会)	新規
7	学校関係者	嶋崎 崇大	犬山市立池野小学校校務主任 (犬山市校務主任会)	新規
8	学校関係者	高見 順子	犬山幼稚園長	継続 (2期)
9	学校関係者	和田 江津子	犬山市立犬山西小学校 (市教研特別支援教育研究委員会)	新規
10	学校関係者	鈴木 由里恵	犬山市立犬山西小学校養護教諭 (市養護教諭連絡会)	新規
11	学校関係者	井塚 裕士	犬山市立楽田小学校教諭 (市特別支援学級連絡協議会)	新規
12	市職員	山本 直美	福祉課長	新規
13	市職員	松澤 晶子	健康推進課長	新規
14	市職員	伊藤 真弓	こども未来課主幹 指導保育士	新規
15	市職員	鈴木 努	子ども未来センター長	継続 (4期)
16	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (3期)
17	市職員	高木 順二	学校教育課主幹兼指導室長	継続 (2期)
18	市職員	野口 和敬	学校教育課指導主事	新規

1) 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。

○教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。

○委員は20人（以内）とする。

○委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。

○犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、学識経験者、学校関係者等に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。

○協議会に、委員長、副委員長を置く。

2) 協議会の開催について

○年1回（8月ごろを予定）

○関係機関との連携・協力・情報共有など。

3) 審議会の女性比率 44.4%

犬山市教育委員会第8号議案

犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市 ICT 活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度の犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和4年度犬山市ICT活用教育研究委員会

委員名簿

No.	役職	区分	所属	職名	氏名	委嘱
1	委員	学校関係者	犬山南小学校	校長会 会長	三輪 芳久	継続 (3期)
2	委員	学校関係者	犬山中学校	校長会	勝村 偉公朗	継続 (2期)
3	委員	学校関係者	城東中学校	教頭会	梅田 理奈子	新規
4	委員	学校関係者	羽黒小学校	ICT活用研究委員会 委員長	中野 実	新規
5	委員	学校関係者	城東中学校	ICT活用研究委員会 庶務	小室 武	継続 (3期)
6	委員	学校関係者	犬山南小学校	犬山市立小学校 教員代表	鈴木 寛央	継続 (3期)
7	委員	学校関係者	犬山中学校	犬山市立中学校 教員代表	神谷 惇己	継続 (3期)
8	委員	学校関係者	犬山市教育委員会	派遣指導主事	加藤 浩子	継続 (2期)
9	委員	市職員	犬山市	経営部情報政策課長	舟橋 正人	継続 (2期)
—	アドバイザー	学識経験者	岐阜聖徳学園大学	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	玉置 崇	継続 (3期)

・設置目的（犬山市附属機関設置条例）

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

- ・人数：15人以内
- ・任期：委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
- ・委員構成（犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条）
学識経験者、学校関係者、市職員
- ・女性比率：22.2%（9人中2人）

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年5月20日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和4年度 犬山市学校食育推進委員会委員(案)

任期：委嘱日～令和5年3月31日

No.	区 分	氏 名	所 属 等	新規 継続
1	医師会代表	榑原 吉峰	犬山市医師会代表 榑原こどもクリニック	継続 (3期)
2	薬剤師会代表	坂野 正勝	犬山市学校薬剤師代表	継続 (7期)
3	保護者代表	山口 勝司	犬山北小学校PTA会長 犬山市小中学校PTA連合会長	新規
4	保護者代表	小竹 綾子	東部中学校PTA会長	新規
5	学識経験者	倉橋 伸子	名古屋経済大学管理栄養学科 教授	継続 (7期)
6	学校長代表	三輪 芳久	犬山南小学校長 犬山市小中学校長会会長	新規
7	学校長代表	岩田 俊樹	城東中学校長	新規
8	教務主任代表	小室 武	城東中学校教諭	新規
9	養護教諭代表	鈴木 由里恵	犬山西小学校養護教諭	新規
10	学校給食担当教諭代表	今枝 朋子	犬山中学校栄養教諭	継続 (2期)
11	栄養教諭・学校栄養職員代表	岩見 恵美子	犬山東小学校学校栄養職員	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市学校食育推進委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。
- 委員は20人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市学校食育推進委員会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、学識経験者、医師会代表、薬剤師会代表、学校長代表、保護者代表、教務主任代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、養護教諭代表、関係機関の職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 審議会の女性比率 45.5%